

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b> .....	1
基幹統計調査の承認 .....	1
一般統計調査の承認 .....	5
届出統計調査の受理 .....	6
<b>2 基幹統計調査の承認</b> .....	8
国民生活基礎調査（平成28年承認）（厚生労働省） .....	8
社会生活基本調査（平成28年承認）（総務省） .....	13
工業統計調査（平成28年承認）（経済産業省） .....	15
医療施設調査（平成28年承認）（厚生労働省） .....	17
商業動態統計調査（平成28年承認 3回目）（経済産業省） .....	19
学校基本調査（平成28年承認）（文部科学省） .....	23
学校教員統計調査（平成28年承認）（文部科学省） .....	27
<b>3 一般統計調査の承認</b> .....	33
社会保障・人口問題基本調査（平成28年承認）（厚生労働省） .....	33
エネルギー消費統計調査（平成28年承認）（経済産業省） .....	38
食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（平成28年承認）（環境省） .....	43
エコツアーリズムガイド等の国内実態調査（平成28年承認）（環境省） .....	44
社会保障・人口問題基本調査（平成28年承認）（厚生労働省） .....	45
衛生行政報告例（平成28年承認）（厚生労働省） .....	50
21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）（平成28年承認）（厚生労働省） .....	51
木質バイオマスエネルギー利用動向調査（平成28年承認）（林野庁） .....	52
<b>4 届出統計調査の受理</b> .....	53
<b>(1) 新規</b> .....	53
国内旅行に関する調査（平成28年届出）（鳥取県） .....	53
平成27年度東駿河湾都市圏パーソントリップ調査（追加調査）（平成28年届出）（静岡県） .....	54
平成27年度岳南都市圏パーソントリップ調査（追加調査）（平成28年届出）（静岡県） .....	55

火気電気使用実態調査（平成28年届出）（東京消防庁）	56
大阪市民の健康づくり・生活習慣等に関する調査（平成28年届出）（大阪市）	57
健康づくりアンケート（中学生・高校生）（平成28年届出）（大阪市）	58
<b>(2) 変更</b>	59
湖沼水質保全アンケート調査（平成28年届出）（千葉県）	59
経済要求・妥結状況調査（平成28年届出）（東京都）	60
生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査（平成28年届出）（岩手県）	61
大阪府景気観測調査（平成28年届出）（大阪府）	63
学校関係県単独統計調査（卒業後の状況調査）（平成28年届出）（長野県）	64
進路状況調査（平成28年届出）（千葉県）	65
次世代育成支援状況に関する市民アンケート（平成28年届出）（神戸市）	66

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更 平成28年調査の実施に当たり、報告を求める事項について、以下のとおり変更</p> <p>① 世帯を離れている者のうち、障害者支援施設の入所者を区分して把握する選択肢を追加</p> <p>② 「小学・中学」及び「高校・旧制中」に在学中又は卒業した者のうち、「特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した者を把握する選択肢を追加</p> <p>③ 健康診査等の受診機会を把握する設問を追加</p> <p>④ がん検診の受診機会を包括的に把握するための選択肢を追加</p>	H28.2.1
社会生活基本調査	総務大臣	<p>承認事項の変更 平成28年調査の実施に当たり、以下のとおり変更</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」(調査票A)を追加</p> <p>② 「ふだんの健康状態」(調査票A及び調査票B)の調査対象をふだん仕事をしていない世帯員(無業者)も含めた10歳以上の世帯員に拡大等</p> <p>③ 「在学・在園の状況」(調査票A及び調査票B)について、ふだんの在園時間を把握するよう変更</p> <p>④ 「子の住居の所在地」(調査票A)、「ふだんの片道の通勤時間」(調査票A)及び</p>	H28.2.2

		<p>「ふだんの携帯電話、パソコンなどの使用の有無」(調査票B)を削除等</p> <p>(2) 調査方法          前回調査(平成23年調査)で調査票Bに限定して導入したオンライン調査を、調査票Aにも拡大し、全ての報告者を対象に導入</p>	
工業統計調査	経済産業大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>(1) 調査日を6月1日現在に変更</p> <p>(2) 「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえ、出荷額等に係る消費税の取扱いに係る調査事項を追加</p> <p>(3) 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえ、労働者区分を修正</p> <p>(4) 調査事項のうち、常用労働者毎月末現在数の合計、リース契約による契約額及び支払額等を削除</p>	H28.2.4
医療施設調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>平成28年4月からの調査の実施に当たり、以下のとおり変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成27年法律第17号)により、平成28年4月1日から、「独立行政法人労働者健康福祉機構」と「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」が統合され、「独立行政法人労働者健康安全機構」が創設されることに伴い、調査事項「開設者」の選択肢である「独立行政</li> </ul>	H28.2.9

		法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更	
商業動態統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 平成28年9月分調査から、丙調査及び丁調査の実査・集計業務を、経済産業省の直轄から民間委託に変更	H28.2.25
学校基本調査	文部科学大臣	承認事項の変更 平成28年調査の実施に当たり、以下のとおり変更 (1) 調査対象の範囲の変更 調査対象の範囲に義務教育学校を追加 (2) 調査票の新設 上記(1)に伴い、学校調査票（義務教育学校）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校 後期課程）を新設 (3) 報告を求める事項の変更 ① 上記(1)に伴い、学校施設調査票（高等学校等）における「学校種別」欄の選択肢に義務教育学校の追加 ② 学校調査票（小学校、中学校及び義務教育学校）及び卒業後の状況調査票（中学校及び義務教育学校）における「小中一貫教育の実施形態」欄の追加 ③ 学校調査票（中学校及び義務教育学校）における「二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）」欄の追加 ④ 学校調査票（小学校、中学校及び中等教育学校）における「理由別長期欠席者数」欄の削除 ⑤ 学校調査票（大学）学部学生内訳票及び学校調査票（短期大学）本科学生内訳票における「高等学校（専攻科）等からの編入学者数」	H28.2.26

		欄の変更等	
学校教員統計調査	文部科学大臣	承認事項の変更 平成28年調査の実施に当たり、以下のとおり変更 (1) 調査対象の範囲の変更 調査対象の範囲に幼保連携型認定こども園及び義務教育学校を追加 (2) 調査票の新設 上記(1)に伴い、教員個人調査票（幼保連携型認定こども園及び義務教育学校）を新設	H28.2.26

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H28.2.4	社会保障・人口問題基本調査	厚生労働大臣
H28.2.4	エネルギー消費統計調査	経済産業大臣
H28.2.4	食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査)	環境大臣
H28.2.5	エコツーリズムガイド等の国内実態調査	環境大臣
H28.2.16	社会保障・人口問題基本調査	厚生労働大臣
H28.2.19	衛生行政報告例	厚生労働大臣
H28.2.23	21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)	厚生労働大臣
H28.2.25	木質バイオマスエネルギー利用動向調査	農林水産大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.2.5	国内旅行に関する調査	鳥 取 県 知 事
H28.2.8	平成27年度東駿河湾都市圏パーソントリップ調査（追加調査）	静 岡 県 知 事
H28.2.8	平成27年度岳南都市圏パーソントリップ調査（追加調査）	静 岡 県 知 事
H28.2.19	火気電気使用実態調査	東京消防庁 消防総監
H28.2.29	大阪市民の健康づくり・生活習慣等に関する調査	大 阪 市 長
H28.2.29	健康づくりアンケート（中学生・高校生）	大 阪 市 長

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

( 2 ) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.2.1	湖沼水質保全アンケート調査	千 葉 県 知 事
H28.2.2	経済要求・妥結状況調査	東 京 都 知 事
H28.2.2	生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査	岩 手 県 知 事
H28.2.5	大阪府景気観測調査	大 阪 府 知 事
H28.2.8	学校関係県単独統計調査（卒業後の状況調査）	長 野 県 知 事
H28.2.18	進路状況調査	千葉県教育委員会委員長
H28.2.22	次世代育成支援状況に関する市民アンケート	神 戸 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 国民生活基礎調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月1日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室

【目的】 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

【沿革】 本調査は、「厚生行政基礎調査」（旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第60号を作成するための調査）、「国民健康調査」（同第68号を作成するための調査）、「保健衛生基礎調査」（旧統計報告調整法に基づく承認統計調査）及び「国民生活実態調査」（承認統計調査）を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。（1）平成13年：「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化、（2）平成19年：「世帯票」及び「介護票」を自計報告化、（3）平成22年：「所得票」を自計報告化、（4）平成24年の簡易調査については、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施される、（5）平成25年：「健康票」を非密封回収化。

【調査の構成】 1－世帯票（大規模調査） 2－健康票（大規模調査） 3－介護票（大規模調査） 4－所得票（大規模調査） 5－貯蓄票（大規模調査） 6－世帯票（簡易調査） 7－所得票（簡易調査）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年7月頃）

※

【調査票名】 1－世帯票（大規模調査）

【調査対象】 （地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）（世帯）277,000／51,951,000、（世帯員）716,000／128,057,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）世帯を離れている方の状況、

(3) 住居の種類、(4) 室数及び床面積、(5) 5月中の家計支出総額等、  
2. 世帯員に係る事項 (1) 最多所得者、(2) 世帯主との続柄、(3) 性、  
(4) 出生年月、(5) 配偶者(夫又は妻)の有無、(6) 医療保険の加入状  
況、(7) 公的年金・恩給の受給状況、(8) 乳幼児(小学校入学前)の保育  
状況(小学校入学前の者のみ)、(9) 手助けや見守りの要否等(6歳以上の  
者のみ)、(10) 教育(15歳以上の者のみ)、(11) 公的年金の加入状況  
(15歳以上の者のみ)、(12) 別居している子の有無等(15歳以上の者  
のみ)、(13) 5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)、(14) 1週間  
の就業日数等(15歳以上の者のみ)、(15) 就業開始時期(15歳以上の  
者のみ)、(16) 仕事の内容(職業分類)(15歳以上の者のみ)、(17)  
勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)、(18) 就業希望の有無等(1  
5歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 2－健康票(大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯及び個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出  
枠) 平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) (世帯) 277,000/51,951,  
000、(世帯員) 716,000/128,057,000 (配布) 調  
査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月の第1  
又は第2木曜日現在 (系統) 厚生労働省－都道府県－(保健所設置市・特  
別区)－保健所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年  
の7月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 入院・入所の状況、4. 自覚症状の有無、そ  
の症状及び治療状況、5. 通院・通所の状況・傷病名、6. 日常生活への影  
響(6歳以上の者のみ)、7. 普段の活動ができなかった日数(6歳以上の  
者のみ)、8. 健康状態(6歳以上の者のみ)、9. 悩みストレスの有無・原  
因・相談状況(12歳以上の者のみ)、10. 平均睡眠時間(12歳以上の  
者のみ)、11. 休養充足度(12歳以上の者のみ)、12. こころの状態(1  
2歳以上の者のみ)、13. 飲酒の状況(20歳以上の者のみ)、14. 喫煙  
の状況(20歳以上の者のみ)、15. 健康のため実行している事柄(20  
歳以上の者のみ)、16. 健診等の受診状況(20歳以上の者のみ)、17.  
がん検診の状況(20歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 3－介護票(大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 世帯員 (抽出枠) 世帯票及び健

康票の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6, 000 / 716, 000 (配布)  
調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月の第  
1又は第2木曜日現在 (系統) 厚生労働省-都道府県- (保健所設置市・  
特別区) -保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年  
の7月中旬

【調査事項】 1. 調査票の回答者、2. 介護が必要な者の性別と出生年月、3. 要介護  
度の状況、4. 介護が必要となった原因、5. 主な介護者の介護時間、6.  
主な介護者以外の介護者の状況、7. 家族・親族等と訪問介護事業者による  
主な介護内容、8. 介護サービスの利用状況、9. 介護サービスの費用、1  
0. 介護費用の負担力、11. 介護サービスを受けていない理由、12. 6  
5歳以上の介護保険被保険者(第1号被保険者)における介護保険料所得段  
階

※

【調査票名】 4-所得票(大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯及び個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出  
枠) 世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) (世帯) 50, 000 / 277, 000、  
(世帯員) 130, 000 / 716, 000 (配布) 調査員 (収集) 調  
査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年の1月1日~12月31  
日 (系統) 厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)  
-福祉事務所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 年(3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施  
する。) (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月  
中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、  
5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況(世帯主又は世帯を  
代表する者のみ)

※

【調査票名】 5-貯蓄票(大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯及び個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出  
枠) 世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) (世帯) 50, 000 / 277, 000、  
(世帯員) 130, 000 / 716, 000 (配布) 調査員 (収集) 調  
査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月末日現在 (系統) 厚生

労働省－都道府県－（市、特別区及び福祉事務所設置町村）－福祉事務所－  
指導員－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 貯蓄現在高、2. 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、  
3. 借入金残高

※

【調査票名】 6－世帯票（簡易調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出  
枠）平成22年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）（世帯）55,000/51,951,  
000、（世帯員）144,000/128,057,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1  
又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特  
別区）－保健所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施  
する。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月  
中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）5月中の家計支出総額、2.  
世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）  
出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）  
傷病の状況、（8）公的年金・恩給の受給状況、（9）教育（15歳以上の者  
のみ）、（10）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（11）5月中  
の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（12）勤めか自営かの別等（15歳  
以上の者のみ）

※

【調査票名】 7－所得票（簡易調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出  
枠）世帯票の対象地区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）（世帯）13,000/55,000、  
（世帯員）33,000/144,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の前年の1月1日～12月31  
日（系統）厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所設置町村）  
－福祉事務所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施  
する。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月

中旬

- 【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、  
5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況（世帯主又は世帯を  
代表する者のみ）

【調査名】 社会生活基本調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月2日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、社会生活基本統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－社会生活基本調査（調査票A） 2－社会生活基本調査（調査票B）

【公表】 インターネット（調査票A：調査実施年の翌年9月末日、調査票B：調査実施年の翌年12月末日）及び印刷物

※

【調査票名】 1－社会生活基本調査（調査票A）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯及び個人 （属性）世帯及び世帯員 （抽出枠）国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）（世帯）約83000／約5200000、（対象世帯におけるその10歳以上の世帯員）約186000／約116000000 （配布）調査員 （収集）調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）実施年の10月20日現在 （系統）総務省－都道府県－統計調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成28年10月6日～同月30日

【調査事項】 1. 全ての世帯員に関する事項（1）世帯主との続柄、（2）出生の年月又は年齢、（3）在学、卒業等教育又は保育の状況、2. 10歳未満の世帯員に関する事項（1）育児支援の利用の状況、3. 10歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）配偶の関係、（4）ふだんの健康状態、（5）学習・研究活動の状況、（6）ボランティア活動の状況、（7）スポーツ活動の状況、（8）趣味・娯楽活動の状況、（9）旅行・行楽の状況、（10）スマートフォン・パソコンなどの使用状況、（11）生活時間配分及び天候、4. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）介護の状況、（2）就業状態、（3）就業希望の状況、（4）従業上の地位、（5）勤務形態、（6）年次有給休暇の取得日数、（7）仕事の種類、（8）所属の企業全体の従業員数、（9）ふだんの1週間の就業時間、（10）希望する1週間の就業時間、（11）仕事からの年間収入、5. 世帯に関する事項（1）世帯の種類、（2）10歳以上の世帯員数、（3）10歳未満の世帯員数、（4）住居の種類、（5）自家用車の所有の状況、（6）世帯の年間収入、（7）介護支援の利用の状況、（8）不在者の有無

※

【調査票名】 2－社会生活基本調査（調査票B）

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯及び個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出  
枠) 国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) (世帯) 約5000/52000000、  
(対象世帯におけるその10歳以上の世帯員) 約11000/116,000,  
000 (配布) 調査員 (収集) 調査員・オンライン (記入) 自計  
(把握時) 実施年の10月20日現在 (系統) 総務省—都道府県—統計調  
査員—報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成28年10月6日～同月30日

【調査事項】 1. 全ての世帯員に関する事項、(1) 世帯主との続柄、(2) 出生の年月  
又は年齢、(3) 在学、卒業等教育又は保育の状況、2. 10歳未満の世帯  
員に関する事項(1) 育児支援の利用の状況、3. 10歳以上の世帯員に関  
する事項(1) 氏名、(2) 男女の別、(3) 配偶の関係、(4) ふだんの健  
康状態、(5) 生活時間配分及び天候、4. 15歳以上の世帯員に関する事  
項(1) 介護の状況、(2) 就業状態、(3) 従業上の地位、(4) 勤務形態、  
(5) 年次有給休暇の取得日数、(6) 仕事の種類、(7) ふだんの1週間の  
就業時間、(8) 希望する1週間の就業時間、(9) 仕事からの年間収入、5.  
世帯に関する事項(1) 世帯の種類、(2) 10歳以上の世帯員数、(3) 1  
0歳未満の世帯員数、(4) 住居の種類、(5) 自家用車の所有の状況、(6)  
世帯の年間収入、(7) 介護支援の利用の状況、(8) 不在者の有無

【調査名】 工業統計調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月4日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

【目的】 本調査は、我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計を作成することを目的とする。

【調査の構成】 1-甲調査票 2-乙調査票

【公表】 インターネット／【工業統計速報】：調査実施年の翌年（2月～3月頃の予定）、  
【工業統計表産業別統計表（概要）】：調査実施年の翌年（4月～5月頃の予定）、  
以降、工業統計表産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、順次公表の予定。

※

【調査票名】 1-甲調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）65,000 （配布）調査員、郵送、オンライン （収集）調査員、郵送、オンライン （記入）自計 （把握時）毎年6月1日現在（経済センサスー活動調査実施年を除く。） （系統）（単独事業所） 経済産業省-都道府県-市町村-調査員-報告者、（本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所、もしくは当該企業の支所となる事業所） 経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）年（経済センサスー活動調査実施年を除く。） （実施期日）（調査員調査）市町村長の定める日、（郵送・オンライン調査）経済産業大臣が定める日

【調査事項】 1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所（国内）の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額（会社に限る）、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8. （下記9～13）の消費税の経理処理の状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額、10. 有形固定資産、11. 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額、12. 製造品の出荷額、在庫額等、13. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、14. 主要原材料名、15. 作業工程、16. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、17. 工業用地及び工業用水

※

【調査票名】 2-乙調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業

所を除く。)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 290,000 (配布) 調査員、郵送、オンライン (取集) 調査員、郵送、オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年6月1日現在 (経済センサスー活動調査実施年を除く。) (系統) (単独事業所) 経済産業省ー都道府県ー市町村ー調査員ー報告者、(本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所、もしくは当該企業の支所となる事業所) 経済産業省ー民間事業者ー報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (経済センサスー活動調査実施年を除く。) (実施期日) (調査員調査) 市町村長の定める日、(郵送・オンライン調査) 経済産業大臣が定める日

【調査事項】 1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所 (国内) の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額 (会社に限る)、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8. (下記9～11) の消費税の経理処理状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額、10. 製造品出荷額等、11. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、12. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、13. 主要原材料名及び簡単な作業工程

**【調査名】 医療施設調査（平成28年承認）**

**【承認年月日】** 平成28年2月9日

**【実施機関】** 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

**【目的】** 本調査は、医療施設（医療法に定める病院及び診療所）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

**【調査の構成】** 1－医療施設静態調査票（病院票） 2－医療施設静態調査票（一般診療所票） 3－医療施設静態調査票（歯科診療所票） 4－医療施設動態調査票

**【公表】** インターネット及び印刷物（静態調査：調査実施年の翌年10月、動態調査：調査対象月の翌々月下旬）

※

**【調査票名】** 1－医療施設静態調査票（病院票）

**【調査対象】**（地域）全国（単位）医療施設（属性）病院（抽出枠）医療施設基本ファイル

**【調査方法】**（選定）全数（客体数）8,578（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間（系統）厚生労働省一都道府県一（保健所を設置する市・特別区）一保健所一報告者（医療施設）

**【周期・期日】**（周期）3年（実施期日）平成26年10月1日～同年11月上旬

**【調査事項】** 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急病院・診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他（1～10に関連する事項）

※

**【調査票名】** 2－医療施設静態調査票（一般診療所票）

**【調査対象】**（地域）全国（単位）医療施設（属性）一般診療所（抽出枠）医療施設基本ファイル

**【調査方法】**（選定）全数（客体数）101,845（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間（系統）厚生労働省一都道府県一（保健所を設置する市・特別区）一保健所一報告者（医療施設）

**【周期・期日】**（周期）3年（実施期日）平成26年10月1日～同年11月上旬

**【調査事項】** 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急病院・診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11.

その他（１～１０に関連する事項）

※

【調査票名】 ３－医療施設静態調査票（歯科診療所票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）歯科診療所 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）６９，２２８ （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の１０月１日現在又は調査実施年の９月１か月間 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者（医療施設）

【周期・期日】 （周期）３年 （実施期日）平成２６年１０月１日～同年１１月上旬

【調査事項】 １．名称、２．所在地、３．開設者、４．診療科目、５．設備、６．従事者の数及びその勤務の状況、７．許可病床数、８．社会保険診療の状況、９．救急病院・診療所の告示の有無、１０．診療及び検査の実施の状況、１１．その他（１～１０に関連する事項）

※

【調査票名】 ４－医療施設動態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）都道府県・市・特別区 （属性）医療法、医療法施行令、医療法施行規則又は救急病院等を定める省令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行ったすべての都道府県、保健所を設置する市及び特別区 （抽出枠）医療法、医療法施行令、医療法施行規則又は救急病院等を定める省令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行ったすべての都道府県、保健所を設置する市及び特別区

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）（都道府県）４７、（保健所を設置する市）７２、（特別区）２３ （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月１日～月末 （系統）（都道府県）：厚生労働省－報告者、（保健所を設置する市・特別区）：厚生労働省－都道府県－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）（提出期限）調査対象月の翌月２０日

【調査事項】 １．開設の場合（１）名称、（２）開設年月日、（３）所在地、（４）開設者、（５）診療科目、（６）許可病床数、（７）従事者数、（８）社会保険診療の状況、（９）その他（（１）～（８）に関連する事項）、２．変更の場合（１）名称、（２）変更年月日、（３）診療科目、（４）許可病床数、（５）その他（（１）～（４）に関連する事項）、３．開設及び変更以外の場合（１）名称、（２）処分等の年月日、（３）処分等の種類、（４）その他（（１）～（３）に関連する事項）

**【調査名】 商業動態統計調査（平成28年承認）**

**【承認年月日】** 平成28年2月25日

**【実施機関】** 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室

**【目的】** 本調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的とする。

**【沿革】** この調査は商業活動の動きを明らかにし、景気観測、その他経済施策上の有効な基礎資料とすることを目的として、昭和28年6月に調査が開始された。調査開始当時は3か月ごとの四半期調査（調査項目は月別商品販売額、期末商品手持額など）であったが、昭和34年10月からは、早期公表を図るため、販売額については毎月調査することに改まった。また、昭和46年7月からは、近年著しい発展をとげているチェーンストア、スーパーマーケット等の大型小売店（百貨店販売統計で調査していたものを除く）の動向を明らかにするために、商業動態統計と百貨店販売統計とを再集計して大型小売店販売統計を毎月発表した。昭和53年7月からは、調査事項、調査方法、標本設計等について大幅な改正が行われ、この際、調査対象に百貨店を含めることとしたため、百貨店販売統計（指定統計第34号）調査は、昭和53年6月限りで中止となった。このほか、平成11年4月からは、百貨店、総合スーパーと並ぶ主要な業態に成長し、近年著しく売上高が伸長しているコンビニエンスストアの販売動向をよりの確にとらえるため、新たに調査票丁（コンビニエンスストア用）が追加された。平成12年7月からは、新世代統計システムへの対応を行い、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始された。平成14年7月からは、本社等の特定の事業所が他の調査対象事業所分を取りまとめて申告する、いわゆる「一括調査方法」が取り入れられた。また、平成27年7月からは、調査票丁に家電大型専門店等3業態を追加するとともに、都道府県別に販売額を把握することとした。

**【調査の構成】** 1－調査票甲（大規模卸売店用） 2－調査票乙（一般事業所用） 3－調査票丙（百貨店・スーパー用） 4－調査票丁1（コンビニエンスストア用） 5－調査票丁2（家電大型専門店用） 6－調査票丁3（ドラッグストア用） 7－調査票丁4（ホームセンター用）

**【公表】** インターネット及び印刷物又は閲覧（速報：調査月の翌月下旬、月報：調査月の翌々月中旬）

※

**【調査票名】** 1－調査票甲（大規模卸売店用）

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）事業所 （属性）統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成19年11月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる中分類「各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。また、日本標準産業分類に掲げる中分類「織

維・衣服等卸売業」から中分類「その他の卸売業（細分類「代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所のうち従業者200人以上のもの。（抽出枠）平成24年経済センサスー活動調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）約800／1,410,000（配布）調査員・郵送・オンライン（収集）調査員・郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在）（系統）経済産業省ー都道府県ー調査員ー報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月10日

【調査事項】1. 事業所名、2. 事業所所在地、3. 従業者数、4. 商品販売額、5. 商品手持額

※

【調査票名】2ー調査票乙（一般事業所用）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる中分類「各種商品卸売業」から中分類「その他の卸売業（細分類「代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所（調査票甲の対象事業所を除く。）、及び日本標準産業分類に掲げる中分類「各種商品小売業」から中分類「無店舗小売業」までに属する事業所（調査票丙の対象事業所及び調査票丁1～丁4の対象企業の傘下事業所を除く。）。（抽出枠）平成24年経済センサスー活動調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）約13,000／1,410,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間）（系統）経済産業省ー都道府県ー調査員ー報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月10日

【調査事項】1. 事業所名、2. 事業所所在地、3. 従業者数、4. 商品販売額

※

【調査票名】3ー調査票丙（百貨店・スーパー用）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる中分類「各種商品小売業」から中分類「その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（調査票丁1～丁4の対象企業の傘下事業所を除く。）であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。（抽出枠）平成24年経済センサスー活動調査結果

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）約4,500（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（ただし、商品販売額、営業日数及び商品券販売額は、月初めから月末までの1

か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在）（系統）経済産業省  
－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 事業所名、2. 事業所所在地、3. 売場面積、4. 従業者数、5. 営業日数、6. 商品販売額、7. 商品券販売額、8. 商品手持額

※

【調査票名】 4－調査票丁1（コンビニエンスストア用）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。（抽出枠）平成24年経済センサス－活動調査結果

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）約10（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（ただし、商品販売額・サービス売上高は、月初めから月末までの1か月間）（系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、2. 商品販売額、3. サービス売上高、4. 店舗数

※

【調査票名】 5－調査票丁2（家電大型専門店用）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類「電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は細分類「電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。（抽出枠）平成24年経済センサス－活動調査結果

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）約20（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在）（系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、2. 商品販売額、3. 店舗数、4. 商品手持額

※

【調査票名】 6－調査票丁3（ドラッグストア用）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類「ドラッグストア」に属する事業所を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。（抽出枠）平成24年経済センサス－活動調

査結果

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 約 70 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在) (系統) 経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、2. 商品販売額、3. 店舗数、4. 商品手持額

※

【調査票名】 7－調査票丁4 (ホームセンター用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類に掲げる細分類「ホームセンター」に属する事業所を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。 (抽出枠) 平成24年経済センサス－活動調査結果

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 約 50 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在) (系統) 経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、2. 商品販売額、3. 店舗数、4. 商品手持額

**【調査名】 学校基本調査（平成28年承認）**

**【承認年月日】** 平成28年2月26日

**【実施機関】** 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室

**【目的】** 本調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。なお、国立の学校には、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を、公立の学校には、公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校をそれぞれ含む。

**【沿革】** 学校に関する統計資料は、各種報告様式により各学校から報告され、文部省で集計し、文部省年報に掲載、公表していた。しかし、学校制度の発展に伴い学校の内容の複雑化と数の著しい増加とによって、従前の業務報告形式では正確迅速にまとめることが困難となってきたため、昭和23年に調査内容及び調査方法を再検討し、抜本的改善を加え、新たに統計法に基づく指定統計として「学校基本調査」が開始された。当初の調査は、学校調査、経費及び資産調査、学校施設調査、入学調査、卒業生調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び学齢児童及び学齢生徒調査の7つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業生調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。その後、調査対象、調査の構成、調査事項などが変更されているが、基本的には当初の形式が踏襲されている。なお、平成15年度調査からはオンライン調査を導入している。

**【調査の構成】** 1－学校調査票 2－学校通信教育調査票 3－不就学学齢児童生徒調査票 4－学校施設調査票 5－学校経費調査票 6－卒業後の状況調査票

**【公表】** インターネット及び印刷物：「学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）」（調査実施年度8月頃）、「学校基本統計（学校基本調査報告書）」（調査実施年度12月頃）

※

**【調査票名】** 1－学校調査票

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）学校 （属性）学校（学校とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「改正こども園法」という。）に基づく、幼保連携型認定こども園をいう。）

**【調査方法】** （選定）全数 （客体数）56,720 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）文部科学省－報告者（大学、高等専門学校、国立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）、文部科学省－都道府県－報告者（公立・私立の

高等学校（通信制の課程のみを置く高等学校を除く。）、中等教育学校、都道府県立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）、文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村立・私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）文部科学省に直接調査票を提出する者の提出期日：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日：市町村長が定める期日

【調査事項】 1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 学部、学科、課程又は学級に関する事項、4. 教員及び職員の数、5. 幼児、児童、生徒又は学生の在籍状況及び出席状況、6. 幼児、児童、生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況

※

【調査票名】 2－学校通信教育調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校

【調査方法】 （選定）全数 （配布）郵送 （取集）郵送・オンライン （記入）自計（把握時）毎年5月1日現在 （系統）文部科学省－都道府県－報告者（通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）都道府県知事が定める期日

【調査事項】 1. 学校の名称及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 教員及び職員の数、4. 生徒の在籍状況、5. 生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況

※

【調査票名】 3－不就学学齢児童生徒調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）市町村教育委員会

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,700 （配布）郵送 （取集）郵送・オンライン （記入）自計（把握時）毎年5月1日現在 （系統）文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村教育委員会）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）市町村長が定める期日

【調査事項】 1. 教育委員会の名称及び所在地、2. 学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、3. 居所不明の学齢児童生徒の数、4. 死亡した学齢児童生徒の数

※

【調査票名】 4－学校施設調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校及び各種学校、公立の幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校、大学・高等専門学校・国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）に定める国立大学に附属させて設置した学校（国立大学附属）・特別支援学校

【調査方法】 (選定) 全数 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年5月1日現在 (系統) 文部科学省－報告者（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体の長、教育委員会、公立大学法人及び私立学校の設置者（大学・高等専門学校に係るもの。）、文部科学省－都道府県－報告者（都道府県立の幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校の長、私立の高等学校及び中等教育学校の設置者（大学・高等専門学校に係るものを除く。）、文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村立の幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校の長、私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校・専修学校及び各種学校の設置者（大学・高等専門学校に係るもの、高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。））

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 文部科学省に直接調査票を提出する者の提出期日：7月31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日：市町村長が定める期日

【調査事項】 1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 土地又は建物の用途別、構造別等の面積、4. 土地又は建物の増減の状況

※

【調査票名】 5－学校経費調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 大学（私立を除く。）、高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校に限る。）、国立大学附属の学校及び特別支援学校

【調査方法】 (選定) 全数 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 前会計年度間 (系統) 文部科学省－報告者（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構）、地方公共団体、公立大学法人

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年7月31日

【調査事項】 1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 経費に関する事項、4. 収入に関する事項

※

【調査票名】 6－卒業後の状況調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び特別支援学校の中学部・高等部の卒業生、大学及び高等専門学校の卒業生

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 18,070 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 前年度間の卒業生(高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあつては、前々年度以前の卒業生で上級の学校に入学を志願した者を含む。)について、毎年5月1日現在(系統) 文部科学省一報告者(大学、高等専門学校、国立の中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)、文部科学省一都道府県一報告者(公立・私立の高等学校・中等教育学校、都道府県立の中学校・義務教育学校・特別支援学校(中学部又は高等部を置く学校のみ。))、文部科学省一都道府県一市町村一報告者(市町村立・私立の中学校・特別支援学校(中学部又は高等部を置く学校のみ。))

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 文部科学省に直接調査票を提出する者の提出期日：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日：市町村長が定める期日

【調査事項】 1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 卒業生の卒業時における所属に関する事項、4. 卒業生の進学、就職等の状況

【調査名】 学校教員統計調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月26日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室

【目的】 本調査は、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 昭和22年度から実施していた学校教員調査と昭和28年度から実施していた学校教員需給調査を昭和43年度に統合し、昭和46年度から学校教員統計調査と名前を改めて実施。

【調査の構成】 1－学校調査票 2－教員個人調査票（幼稚園） 3－教員個人調査票（幼保連携型認定こども園） 4－教員個人調査票（小学校） 5－教員個人調査票（中学校） 6－教員個人調査票（義務教育学校） 7－教員個人調査票（高等学校） 8－教員個人調査票（中等教育学校） 9－教員個人調査票（特別支援学校） 10－教員個人調査・教員異動調査票（本務教員）（大学・高等専門学校） 11－教員個人調査票（兼務教員）（大学・高等専門学校） 12－教員個人調査票（専修学校・各種学校） 13－教員異動調査票（高等学校以下）

【公表】 インターネット及び印刷物（学校教員統計調査中間報告：調査実施年の翌年7月、学校教員統計調査報告書：調査実施年の翌々年3月）

※

【調査票名】 1－学校調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）公・私立の幼稚園、公立の小学校・中学校・高等学校（全日制・定時制課程）、私立の高等学校（全日制課程）

【調査方法】（選定）全数（個人調査に抽出されなかった学校）（客体数）38,172（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成28年10月1日現在（系統）文部科学省－都道府県教育委員会－報告者（都道府県立及び私立の学校）、文部科学省－都道府県教育委員会－市町村教育委員会－報告者（市町村立の学校）

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）都道府県立・市町村立及び私立の学校：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 学校種類、2. 設置者、3. 本校・分校、4. 課程、5. 性別、年齢別、職名別の本務教員数等

※

【調査票名】 2－教員個人調査票（幼稚園）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国・公・私立の幼稚園

【調査方法】（選定）全数及び無作為抽出（客体数）4,469/11,676（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握

時)平成28年10月1日現在 (系統)文部科学省一報告者(国立の幼稚園)、文部科学省一都道府県教育委員会一報告者(都道府県立及び私立の幼稚園)、文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者(市町村立の幼稚園)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)国立の幼稚園:平成28年11月21日、都道府県立・市町村立及び私立の幼稚園:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.職名、4.勤務年数、5.学歴、6.免許状の種類、7.学級担任状況、8.給料月額

※

【調査票名】 3一教員個人調査票(幼保連携型認定こども園)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の幼保連携型認定こども園

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,943 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成28年10月1日現在 (系統)文部科学省一報告者(国立の幼保連携型認定こども園)、文部科学省一都道府県教育委員会一報告者(都道府県立及び私立の幼保連携型認定こども園)、文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者(市町村立の幼保連携型認定こども園)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)国立の幼保連携型認定こども園:平成28年11月21日、都道府県立・市町村立及び私立の幼保連携型認定こども園:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.職名、4.学歴、5.勤務年数、6.免許状の種類、7.学級担任状況、8.週担当授業時数、9.給料月額

※

【調査票名】 4一教員個人調査票(小学校)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の小学校

【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)2,145/20,601 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成28年10月1日現在 (系統)文部科学省一報告者(国立の小学校)、文部科学省一都道府県教育委員会一報告者(私立の小学校)、文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者(市町村立の小学校)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)国立の小学校:平成28年11月21日、市町村立及び私立の小学校:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.職名、4.勤務年数、5.学歴、6.免許状の

種類、7. 免許教科、8. 学級担任状況、9. 授業担任状況、10. 担任教科、11. 週教科等担任授業時数、12. 都道府県費・市町村費別、13. 給料月額

※

【調査票名】 5－教員個人調査票（中学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の中学校

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）2,052/10,484 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成28年10月1日現在 （系統）文部科学省－報告者（国立の中学校）、文部科学省－都道府県教育委員会－報告者（私立の中学校）、文部科学省－都道府県教育委員会－市町村教育委員会－報告者（市町村立の中学校）

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）国立の中学校：平成28年11月21日、市町村立及び私立の中学校：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 職名、4. 勤務年数、5. 学歴、6. 免許状の種類、7. 免許教科、8. 学級担任状況、9. 授業担任状況、10. 担任教科、11. 週教科等担任授業時数、12. 都道府県費・市町村費別、13. 給料月額

※

【調査票名】 6－教員個人調査票（義務教育学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の義務教育学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）300 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成28年10月1日現在 （系統）文部科学省－報告者（国立の義務教育学校）、文部科学省－都道府県教育委員会－報告者（私立の義務教育学校）、文部科学省－都道府県教育委員会－市町村教育委員会－報告者（市町村立の義務教育学校）

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）国立の義務教育学校：平成28年11月21日、都道府県立・市町村立及び私立の義務教育学校：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 職名、4. 学歴、5. 勤務年数、6. 免許状の種類、7. 学級担任状況、8. 週担当授業時数、9. 給料月額

※

【調査票名】 7－教員個人調査票（高等学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の高等学校

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）1,262/5,039 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握

時)平成28年10月1日現在 (系統)文部科学省一報告者(国立の高等学校)、文部科学省一都道府県教育委員会一報告者(都道府県立及び私立の高等学校)、文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者(市町村立の高等学校)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)国立の高等学校:平成28年11月21日、都道府県立・市町村立及び私立の高等学校:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.職名、4.勤務年数、5.学歴、6.免許状の種類、7.免許教科、8.授業担任状況、9.担任教科、10.週教科等担任授業時数、11.給料月額

※

【調査票名】 8-教員個人調査票(中等教育学校)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の中等教育学校

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)52 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成28年10月1日現在 (系統)文部科学省一報告者(国立の中等教育学校)、文部科学省一都道府県教育委員会一報告者(都道府県立及び私立の中等教育学校)、文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者(市町村立の中等教育学校)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)国立の中等教育学校:平成28年11月21日、都道府県立・市町村立及び私立の中等教育学校:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.職名、4.勤務年数、5.学歴、6.免許状の種類、7.免許教科、8.学級担任状況、9.授業担任状況、10.担任教科、11.週教科等担任授業時数、12.給料月額

※

【調査票名】 9-教員個人調査票(特別支援学校)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の特別支援学校

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,114 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成28年10月1日現在 (系統)文部科学省一報告者(国立の特別支援学校)、文部科学省一都道府県教育委員会一報告者(都道府県立及び私立の特別支援学校)、文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者(市町村立の特別支援学校)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)国立の特別支援学校:平成28年11月21日、都道府県立・市町村立及び私立の特別支援学校:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 職名、4. 勤務年数、5. 学歴、6. 免許状の種類、7. 障害種別担当状況、8. 授業担任状況、9. 週教科等担任授業時数、10. 給料月額

※

【調査票名】 10－教員個人調査・教員異動調査票（本務教員）（大学・高等専門学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の大学・高等専門学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1, 182 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）教員個人調査票：平成28年10月1日現在、教員異動調査票：平成27年度間（平成27年4月1日～平成28年3月31日） （系統）文部科学省－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成28年11月21日

【調査事項】 1. 共通事項（1）性別等、（2）年齢、（3）職名、（4）学歴、（5）専門分野等、2. 教員個人調査（1）勤務年数、（2）出身学校、（3）授業担当状況、（4）週担当授業時数、（5）給料月額、（6）兼務先等、3. 教員異動調査（1）採用前の職業、（2）転入前の学校種等、（3）採用・転入前の学校等の設置者、（4）離職理由等

※

【調査票名】 11－教員個人調査票（兼務教員）（大学・高等専門学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の大学・高等専門学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1, 182 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成28年10月1日現在 （系統）文部科学省－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成28年11月21日

【調査事項】 1. 性別等、2. 年齢、3. 専門分野、4. 本務先

※

【調査票名】 12－教員個人調査票（専修学校・各種学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の専修学校・各種学校

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）1, 568／4, 426 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成28年10月1日現在 （系統）文部科学省－報告者（国立の専修学校・各種学校）、文部科学省－都道府県教育委員会（市町村教育委員会）－報告者（公立及び私立の専修学校・各種学校）

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）国立の専修学校・各種学校：平成28年1

1月21日、公立及び私立の専修学校・各種学校：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 学歴、4. 専門分野、5. 所属課程（専修学校のみ）、6. 所属学科、7. 授業担当状況、8. 週教科担当授業時数、9. 本務・兼務の別、10. 兼務教員の本務先、11. 勤務年数、12. 給料月額

※

【調査票名】 13-教員異動調査票（高等学校以下）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）52,391 （配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）教員異動調査票：平成27年度間（平成27年4月1日～平成28年3月31日）（系統）文部科学省－報告者（国立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）、文部科学省－都道府県教育委員会－報告者（都道府県立及び私立の幼稚園・高等学校・中等教育学校・特別支援学校、私立の小学校・中学校）、文部科学省－都道府県教育委員会－市町村教育委員会－報告者（市町村立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）国立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校：平成28年11月21日、都道府県立及び私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・高等学校・中等教育学校・特別支援学校、私立の小学校・中学校・義務教育学校、市町村立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 職名、4. 学歴、5. 所属課程（高校のみ）、6. 異動の状況、7. 採用の状況、8. 転入の状況、9. 離職理由

○一般統計調査の承認

【調査名】 社会保障・人口問題基本調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月4日

【実施機関】 厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部

【目的】 本調査は、我が国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。調査は、「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つの調査で構成され、5年のローテーションで実施されている。このうち、「出生動向基本調査」は、他の公的統計では把握することのできない我が国の結婚過程及び夫婦の出生力に関する実態と背景を定時的、継続的に調査・計測し、次世代育成支援を始めとする関連諸施策及び将来人口推計に必要な基礎資料を提供することを目的とする。

【沿革】 本調査は、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所が、その所掌する分野の分析を行うための調査として、従前、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として個別にテーマローテーションで行っていた5調査について、平成23年調査から、一つの調査名（社会保障・人口問題基本調査）の下に位置付ける見直しを行ったものである。平成27年度は、「出生動向基本調査」を実施。

【調査の構成】 1－人口移動調査調査票 2－生活と支え合いに関する調査（世帯票）（個人票） 3－全国家庭動向調査調査票 4－世帯動態調査調査票 5－出生動向基本調査票（夫婦用）（独身用）

【公表】 印刷物及びインターネット（出生動向基本調査：概要（平成28年10月ごろ）、報告書（平成29年3月ごろ））

※

【調査票名】 1－人口移動調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成23年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内の全ての世帯及び世帯員（抽出枠）平成23年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000／49,000,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年7月1日（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年6月中旬～7月下旬

【調査事項】 1. 世帯及び世帯員の属性等、2. 世帯主及び世帯員の居住歴、3. 世帯主及び世帯員の過去（5年前及び1年前）の居住地及び将来（5年後）の居

住地域（見直し）、4. 世帯主・配偶者の離家経験、5. 世帯主・配偶者の別の世帯にいる親の居住地、6. 世帯主の別の世帯にいる子の属性、7. 出生地及び現住地

※

【調査票名】 2－生活と支え合いに関する調査（世帯票）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。）  
（単位）世帯 （属性）平成24年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内の全ての世帯 （抽出枠）平成24年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）15,000/49,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成24年7月1日 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年6月中旬～7月上旬

【調査事項】 1. 世帯の属性、2. 世帯主及び世帯員の社会保障制度とのかかわり、3. 世帯主及び世帯員の家族・コミュニティ等の相互扶助に関する意識と実態の事項、4. 世帯主及び世帯員の職歴等の事項、5. 世帯主及び世帯員の生活状況に関する事項、等

※

【調査票名】 2－生活と支え合いに関する調査（個人票）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。）  
（単位）個人 （属性）平成24年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内の全ての20歳以上の世帯員 （抽出枠）平成24年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）15,000/49,000,000 （※世帯数） （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成24年7月1日 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年6月中旬～7月上旬

【調査事項】 1. 個人の属性（性、年齢、兄弟の有無）、2. 就業状態、就業希望、3. 父母の同居・別居、4. 結婚の経験、子供の有無、学歴、年間収入、5. 両親への支援、子供の費用、6. 生活水準

※

【調査票名】 3－全国家庭動向調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成25年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内の全ての世帯及び世帯員 （抽出枠）平成

25年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 15,000/49,000,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成25年7月1日 (系統) 厚生労働省-都道府県- (保健所を設置する市・特別区) -保健所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1. 世帯の構成 (世帯の人数、報告者からみた世帯員各自との続柄等、結婚経験の女性の有無、報告者の婚姻関係)、2. 夫婦の生年月、兄弟姉妹数、健康状態、最終学歴、3. 仕事の有無、仕事に就いた時期、勤め先の規模、雇用保険または共済組合への加入について、通勤時間、労働時間、家を出る時刻、帰宅する時刻、4. はじめての仕事について (従業上の地位、従業先規模、仕事に就いた時期、現在も続けているか、新しい仕事について)、6. 現在の結婚について (結婚生活をはじめた年月、婚姻届の有無、名乗っている (いた) 姓、夫妻の初再婚の別、結婚することが決まった時の仕事について等)、7. 子どもに関する事項 (子どもの人数・生年月・性別、子どもとの同居等の状況)、8. 出産と仕事のかかわり方について、9. 18歳以上の子どもについて、10. 両親について (親の生年月・学歴・就業状況、現在の状況、親の生存状況、現在の仕事、親との会話頻度、交通手段、親に対する手伝い・世話の状況、親への経済的支援の状況)、11. 親の要介護度、親に対する介護の状況、現在の入院・入所の状況、12. 介護と仕事のかかわりについて、13. 相談や手助けを頼んだかどうか (出産・育児・介護・経済面・子育て・夫婦について)、14. 出産・育児や介護での不安や苦勞、15. 家庭機能の実態他

※

【調査票名】 4-世帯動態調査調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 平成26年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内の全ての世帯及び世帯員 (抽出枠) 平成26年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 15,000/52,000,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成26年7月1日 (系統) 厚生労働省-都道府県- (保健所を設置する市・特別区) -保健所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成26年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1. 世帯の属性と変化に関する事項、2. ライフコース・イベントと世帯内地位の変化、3. 親の基本属性と居住関係、4. 子の基本属性と居住関係

※

【調査票名】 5－出生動向基本調査票（夫婦用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成27年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した900地区内に居住する妻の年齢50歳未満の夫婦（抽出枠）平成27年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,800／12,680,000組 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成27年6月1日 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年6月中旬～7月中旬 （奈良県郡山保健所管内における調査のみ平成28年2月中旬）

【調査事項】 1. 夫婦（及び両親）の人口学的・社会経済的屬性（夫婦の出生年月、夫婦の学歴、夫婦の職歴、夫婦の現在の仕事と収入、両親の出生年、両親との同別居、夫婦の兄弟姉妹数）、2. 夫婦の結婚過程に関する事項（結婚年月（生活を始めた、届け出）、初再婚の別、夫婦の出会い・婚約時期、同棲期間、夫婦の出会いのきっかけ）、3. 夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項（夫婦の子ども数、夫婦の妊娠・出産歴、理想子ども数、追加予定子ども数、希望時期、予定子ども数、持つつもりの子どもの数を実現できない原因、理想子ども数を持っていない理由、不妊の悩み、不妊治療経験、以前の結婚の子ども数と出生年月、再婚経験者の初婚・離死別の時期）、4. 妻の就業と出産・子育てに関する事項（子どもを持ったときの妻の就労状況）、5. 出産後の保育環境・保育資源に関する事項（育児期の両親との同別居・手助け状況、育児期の制度・施設の利用状況・居住地）、6. 妻の結婚・子ども・家族に関する意識（家族形成に関する考え方）、7. 出産後の職業に関する事項（結婚をしている女性で仕事をしていない女性の就業希望、結婚をしている末子出産後の就業の有無等）

※

【調査票名】 5－出生動向基本調査票（独身用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成27年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した900地区内に居住する18歳以上50歳未満の独身男女（抽出枠）平成27年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,700／25,130,000人（配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成27年6月1日 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年6月中旬～7月中旬 （奈良県郡山保健所管内における調査のみ平成28年2月中旬）

【調査事項】 1. 独身者（及び両親）の人口学的・社会経済的属性（出生年月、性別、学歴、本人・両親の仕事、現在の仕事と収入、両親の出生年、両親との同別居、両親の学歴、兄弟姉妹数）、2. 結婚への意欲・態度及びその背景に関する事項（結婚の利点、独身の利点、結婚意欲、結婚の条件、結婚への障害、独身でいる理由）、3. 異性関係・パートナーシップに関する事項（結婚経験、初婚時期、離死別時期、性交渉経験、同棲経験・期間、子ども数、希望子ども数、異性との交際状況・希望、交際相手との出会い（時期・きっかけ・相手の状況）、4. ライフコースに対する考え方（将来のライフコース）、5. 結婚・子ども・家族に関する意識（家族形成に関する考え方、生活スタイル）、6. 結婚の意思がない独身者の背景に関する事項（以前の結婚意思、結婚意思変化の可能性）

【調査名】 エネルギー消費統計調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月4日

【実施機関】 経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課

【目的】 本調査は、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－第1号調査票（a） 2－第1号調査票（b） 3－第2号調査票  
4－第3号調査票 5－第4号調査票 6－第5号調査票 7－第6号調査票  
8－第7号調査票

【公表】 インターネット（調査実施年の翌年3月末）

※

【調査票名】 1－第1号調査票（a）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）第3号調査票～第7号調査票に該当せず、日本標準産業分類の大分類「E製造業」に属する従業者数9人以下の事業所（経済産業省特定業種石油等消費統計調査の調査対象事業所を除く。）、並びに大分類「G情報通信業」、「H運輸業、郵便業」（小分類「421鉄道業」を除く。）、「I卸売業、小売業」、「J金融業、保険業」、「K不動産業、物品賃貸業」（小分類「692貸家業、貸間業」及び「693駐車場業」のうち、個人経営の事業所を除く。）、「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」（細分類「7599他に分類されない宿泊業」を除く。）、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス業」及び「Rサービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者数19人以下の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定した標本設計とする。

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出 （客体数）40,000／4,500,000  
（配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計  
（把握時）調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 （系統）資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成28年4月～同年6月15日

【調査事項】 1.（事業所の）所在地、名称、2.購入電力量又は受電量、3.電力の契約会社及び契約種別、4.燃料消費量、5.自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量、6.電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

※

【調査票名】 2-第1号調査票（b）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）第3号調査票～第7号調査票に該当せず、日本標準産業分類の大分類「E 製造業」に属する従業者数10人以上の事業所（経済産業省特定業種石油等消費統計調査の調査対象事業所を除く。）、大分類「F 電気・ガス・熱供給・水道業」（小分類「331 電気業」のうち発電所及び小分類「341 ガス業」のうちガス製造工場を除く。）に属する事業所並びに大分類「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」（小分類「421 鉄道業」を除く。）、「I 卸売業、小売業」、「J 金融業、保険業」、「K 不動産業、物品賃貸業」（小分類「692 貸家業、貸間業」及び「693 駐車場業」のうち、個人経営の事業所を除く。）、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」（細分類「7599 他に分類されない宿泊業」を除く。）、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者数20人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定した標本設計とする。

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出 （客体数）95,000/600,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 （系統）資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成28年4月～同年6月15日

【調査事項】 1.（事業所の）所在地、名称、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、燃料転換量、5. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量、6. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7. 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

※

【調査票名】 3-第2号調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）第3号調査票～第7号調査票に該当せず、日本標準産業分類の大分類「A 農業、林業」（小分類「011 耕種農業」及び「012 畜産農業」を除く。）、「B 漁業」、「C 鉱業、採石業、砂利採取業」及び「D 建設業」に属する事業所（抽出枠）事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別

に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定した標本設計とする。

【調査方法】 (選定) 全数・無作為抽出 (客体数) 18,000/600,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成28年4月～同年6月15日

【調査事項】 1. (事業所の) 所在地、名称、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、5. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量、6. 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

※

【調査票名】 4－第3号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 国、地方公共団体に属する事業所 (公営のビルを含む) (抽出枠) 事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定した標本設計とする。

【調査方法】 (選定) 全数・無作為抽出 (客体数) 15,000/160,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成28年4月～同年6月15日

【調査事項】 1. (事業所の) 所在地、名称、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、燃料転換量、5. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量、6. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7. 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積

※

【調査票名】 5－第4号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 第5号調査票～第7号調査票に該当せず、前年度調査までの結果から、当該事業所ではエネルギー消費量を把握できない事業所の所在するビルや建物のオーナー等 (ただし、民営のビルに限る) (抽出枠) 第1号調査票～第3号調査票の標本設計において抽出された事業所のうち、ビルオーナー等名簿に登載された事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,600 (配布) 郵送・オンライン (取

集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成28年4月～同年6月15日

【調査事項】 1. (事業所の) 所在地、名称、2. 購入電力量又は受電量、3. 燃料消費量、燃料転換量、4. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量、5. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、6. 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

※

【調査票名】 6－第5号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 第7号調査票に該当せず、エネルギー使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づく定期報告の対象(第1種・第2種エネルギー管理指定工場)で、当該事業所ではエネルギー消費量を把握できない事業所の所在するビルや建物のオーナー等(ただし、民営のビルに限る) (抽出枠) エネルギー管理指定工場名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 2,000 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成28年4月～同年6月15日

【調査事項】 1. (事業所の) 所在地、名称、2. 購入電力量又は受電量、3. 燃料消費量、燃料転換量、4. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量、5. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、6. 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

※

【調査票名】 7－第6号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 第7号調査票に該当せず、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく定期報告の対象(第1種・第2種エネルギー管理指定工場)で、当該事業所でエネルギー消費量を把握できる事業所 (抽出枠) エネルギー管理指定工場名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 9,900 (配布) 郵送・オンライン (取

集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成28年4月～同年6月15日

【調査事項】 1. (事業所の) 所在地、名称、2. 購入電力量又は受電量、3. 燃料消費量、燃料転換量、4. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量、5. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、6. 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

※

【調査票名】 8－第7号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 熱供給事業者名簿、エネルギー管理指定名簿及び前年度調査結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所 (主として日本標準産業分類の中分類35熱供給業) (抽出枠) 熱供給事業者名簿、及びエネルギー管理指定工場名簿及び前年度調査の結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 190 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成28年4月～同年6月15日

【調査事項】 1. (事業所の) 所在地、名称、2. 購入電力量又は受電量、3. 燃料消費量、燃料転換量、4. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量、5. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、6. 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

**【調査名】 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査  
(平成28年承認)**

**【承認年月日】** 平成28年2月4日

**【実施機関】** 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

**【目的】** 本調査は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第1項に基づき定められた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成27年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）に掲げられた食品ロスの発生状況の把握や、地方公共団体に対し、地域における食品廃棄物の発生抑制及び減量並びに再生利用及び熱回収等を促進する上で参考となる事項等の提示に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

**【調査の構成】** 1－食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査票

**【公表】** インターネット（平成28年5月末）

※

**【調査票名】** 1－食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査票

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）市区町村廃棄物担当部局  
（抽出枠）全市区町村

**【調査方法】** （選定）全数 （客体数）1,741 （配布）オンライン （収集）オンライン  
（記入）自計 （把握時）調査実施年度の前々年度の3月31日現在 （系統）環境省－都道府県－報告者（市区町村）

**【周期・期日】** （周期）1年 （実施期日）平成28年2月末

**【調査事項】** 食品廃棄物・食品ロスの発生状況 （1）市区町村内の家庭から排出された食品廃棄物の量に関する調査の実施状況、（2）市区町村内の家庭から排出された食品ロスの量に関する調査の実施状況 等

【調査名】 エコツアーリズムガイド等の国内実態調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月5日

【実施機関】 環境省 自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室

【目的】 エコツアーリズム推進法（平成19年法律第105号）に規定するエコツアーリズム（注）推進に必要不可欠な地域の自然観光資源等について案内を行うガイドや、エコツアー事業者、団体、行政機関等との調整を行うコーディネーターの実態を把握し、環境省が実施するエコツアーリズム関連事業の効率的な実施に資する基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-エコツアーリズムガイド等に関する国内実態調査票

【公表】 インターネット（平成28年4月）

※

【調査票名】 1-エコツアーリズムガイド等に関する国内実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）民間団体 （属性）エコツアーリズム推進法に規定するエコツアーリズムに取り組む企業、一般及び公益社団法人、一般及び公益財団法人、特定非営利活動法人並びに法人格を持たない任意団体（個人事業者含む）などで、環境省が実施するエコツアーリズム関連事業で関係のあった民間団体等（抽出枠）民間団体及び本調査の業務委託事業者から提案される民間団体からなる名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）250程度 （配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成28年1月1日（系統）環境省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り（実施期日）平成28年2月上旬～同年3月上旬

【調査事項】 1. 民間団体のプロフィール、2. ガイドやコーディネーターの人数、3. 常勤、非常勤の区分、4. ガイドの課題や問題点 等

【調査名】 社会保障・人口問題基本調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月16日

【実施機関】 厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部

【目的】 本調査は、我が国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。調査は、「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つの調査で構成され、5年のローテーションで実施されている。このうち、「人口移動調査」は、他の公的統計では把握することのできないライフ・イベントごとの居住地、移動理由や5年後の移動可能性、別の世帯にいる家族の居住地に関する実態等を定時的、継続的に調査・計測し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を始めとする関連諸施策の検討及び地域別将来推計人口の作成の基礎資料を提供することを目的とした調査である。

【沿革】 本調査は、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所が、その所掌する分野の分析を行うための調査として、従前、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として個別にテーマローテーションで行っていた5調査について、平成23年調査から、一つの調査名（社会保障・人口問題基本調査）の下に位置付ける見直しを行ったものである。平成28年度は、「人口移動調査」を実施する。

【調査の構成】 1－人口移動調査調査票 2－生活と支え合いに関する調査（世帯票）（個人票） 3－全国家庭動向調査調査票 4－世帯動態調査調査票 5－出生動向基本調査票（夫婦用）（独身用）

【公表】 印刷物及びインターネット（人口移動調査：概要（平成29年7月下旬予定）、報告書（平成30年3月下旬予定））

※

【調査票名】 1－人口移動調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成28年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した1300地区内の全ての世帯及び世帯員（抽出枠）平成28年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）70,000/52,000,000（配布）調査員（取集）調査員・オンライン（記入）自計（把握時）平成28年7月1日（系統）厚生労働省一道府県・保健所を設置する市－保健所－調査員－報告者、厚生労働省－東京都－保健所を設置する市・特別区－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成28年6月中旬～7月下旬

【調査事項】 1. 世帯及び世帯員の属性等、2. 世帯主及び世帯員の居住歴、3. 世帯

主及び世帯員の過去（５年前及び１年前）の居住地及び将来（５年後）の居住地（見直し）、４．世帯主・配偶者の離家経験、５．世帯主・配偶者の別世帯にいる親の居住地、６．世帯主の別世帯にいる子の属性、７．出生地及び現住地

※

【調査票名】 ２－生活と支え合いに関する調査（世帯票）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。）  
（単位）世帯 （属性）平成２４年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した３００地区内の全ての世帯（抽出枠）平成２４年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）１５，０００／４９，０００，０００（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成２４年７月１日（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）５年（実施期日）平成２４年６月中旬～７月上旬

【調査事項】 １．世帯の属性、２．世帯主及び世帯員の社会保障制度とのかかわり、３．世帯主及び世帯員の家族・コミュニティ等の相互扶助に関する意識と実態の事項、４．世帯主及び世帯員の職歴等の事項、５．世帯主及び世帯員の生活状況に関する事項、等

※

【調査票名】 ２－生活と支え合いに関する調査（個人票）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。）  
（単位）個人（属性）平成２４年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した３００地区内の全ての２０歳以上の世帯員（抽出枠）平成２４年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）１５，０００／４９，０００，０００（※世帯数）（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成２４年７月１日（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）５年（実施期日）平成２４年６月中旬～７月上旬

【調査事項】 １．個人の属性（性、年齢、兄弟の有無）、２．就業状態、就業希望、３．父母との同居・別居、４．結婚の経験、子供の有無、学歴、年間収入、５．両親への支援、子供の費用、６．生活水準

※

【調査票名】 ３－全国家庭動向調査調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）平成２５年国民生活基礎調査の調

查地区から抽出した300地区内の全ての世帯及び世帯員（抽出枠）平成25年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）15,000/49,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成25年7月1日（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1. 世帯の構成（世帯の人数、報告者からみた世帯員各自との続柄等、結婚経験の女性の有無、報告者の婚姻関係）、2. 夫婦の生年月、兄弟姉妹数、健康状態、最終学歴、3. 仕事の有無、仕事に就いた時期、勤め先の規模、雇用保険または共済組合への加入について、通勤時間、労働時間、家を出る時刻、帰宅する時刻、4. はじめての仕事について（従業上の地位、従業先規模、仕事に就いた時期、現在も続けているか、新しい仕事について）、6. 現在の結婚について（結婚生活をはじめた年月、婚姻届の有無、名乗っている（いた）姓、夫妻の初再婚の別、結婚することが決まった時の仕事について等）、7. 子どもに関する事項（子どもの人数・生年月・性別、子どもとの同居等の状況）、8. 出産と仕事のかかわり方について、9. 18歳以上の子どもについて、10. 両親について（親の生年月・学歴・就業状況、現在の状況、親の生存状況、現在の仕事、親との会話頻度、交通手段、親に対する手伝い・世話の状況、親への経済的支援の状況）、11. 親の要介護度、親に対する介護の状況、現在の入院・入所の状況、12. 介護と仕事のかかわりについて、13. 相談や手助けを頼んだかどうか（出産・育児・介護・経済面・子育て・夫婦について）、14. 出産・育児や介護での不安や苦勞、15. 家庭機能の実態他

※

【調査票名】 4－世帯動態調査調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）平成26年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内の全ての世帯及び世帯員（抽出枠）平成26年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）15,000/52,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成26年7月1日（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1. 世帯の属性と変化に関する事項、2. ライフコース・イベントと世帯内地位の変化、3. 親の基本属性と居住関係、4. 子の基本属性と居住関係

※

【調査票名】 5－出生動向基本調査票（夫婦用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成27年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した900地区内に居住する妻の年齢50歳未満の夫婦（抽出枠）平成27年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,800／12,680,000組 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成27年6月1日 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年6月中旬～7月中旬 （奈良県郡山保健所管内における調査のみ平成28年2月中旬）

【調査事項】 1. 夫婦（及び両親）の人口学的・社会経済的属性（夫婦の出生年月、夫婦の学歴、夫婦の職歴、夫婦の現在の仕事と収入、両親の出生年、両親との同別居、夫婦の兄弟姉妹数）、2. 夫婦の結婚過程に関する事項（結婚年月（生活を始めた、届け出）、初再婚の別、夫婦の出会い・婚約時期、同棲期間、夫婦の出会いのきっかけ）、3. 夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項（夫婦の子ども数、夫婦の妊娠・出産歴、理想子ども数、追加予定子ども数、希望時期、予定子ども数、持つつもりの子どもの数を実現できない原因、理想子ども数を持っていない理由、不妊の悩み、不妊治療経験、以前の結婚の子ども数と出生年月、再婚経験者の初婚・離死別の時期）、4. 妻の就業と出産・子育てに関する事項（子どもを持ったときの妻の就労状況）、5. 出産後の保育環境・保育資源に関する事項（育児期の両親との同別居・手助け状況、育児期の制度・施設の利用状況・居住地）、6. 妻の結婚・子ども・家族に関する意識（家族形成に関する考え方）、7. 出産後の職業に関する事項（結婚をしている女性で仕事をしていない女性の就業希望、結婚をしている末子出産後の就業の有無等）

※

【調査票名】 5－出生動向基本調査票（独身用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成27年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した900地区内に居住する18歳以上50歳未満の独身男女（抽出枠）平成27年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,700／25,130,000人（配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成27年6月1日 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年6月中旬～7月中旬 （奈良県

郡山保健所管内における調査のみ平成28年2月中旬)

- 【調査事項】 1. 独身者（及び両親）の人口学的・社会経済的屬性（出生年月、性別、学歴、本人・両親の仕事、現在の仕事と収入、両親の出生年、両親との同別居、両親の学歴、兄弟姉妹数）、2. 結婚への意欲・態度及びその背景に関する事項（結婚の利点、独身の利点、結婚意欲、結婚の条件、結婚への障害、独身でいる理由）、3. 異性関係・パートナーシップに関する事項（結婚経験、初婚時期、離死別時期、性交渉経験、同棲経験・期間、子ども数、希望子ども数、異性との交際状況・希望、交際相手との出会い（時期・きっかけ・相手の状況）、4. ライフコースに対する考え方（将来のライフコース）、5. 結婚・子ども・家族に関する意識（家族形成に関する考え方、生活スタイル）、6. 結婚の意思がない独身者の背景に関する事項（以前の結婚意思、結婚意思変化の可能性）

【調査名】 衛生行政報告例 （平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年2月19日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課

【目的】 本調査は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－衛生行政報告例報告表

【公表】 【概況】 インターネット、【統計表】 インターネット及び印刷 （隔年報については調査対象年の翌年7月、年度報については調査対象年度の翌年度10月）

※

【調査票名】 1－衛生行政報告例報告表

【調査対象】 （地域）全国 （単位）行政機関 （属性）都道府県、指定都市、中核市（抽出枠）都道府県、指定都市、中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）114 （都道府県47、指定都市20、中核市47） （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）（年度報） 年度末現在又は年度当初～年度末、（隔年報） 年末現在（系統）厚生労働省－報告者

【周期・期日】 （周期）（年度報） 年、（隔年報） 2年 （実施期日）（年度報の提出期限） 調査対象年度の翌年度5月末日、（隔年報の提出期限） 調査対象年の翌年2月末日

【調査事項】 1. 精神保健福祉関係、2. 栄養関係、3. 衛生検査関係、4. 生活衛生関係、5. 食品衛生関係、6. 乳肉衛生関係、7. 医療関係、8. 薬事関係、9. 母体保護関係、10. 特定医療（指定難病）・特定疾患関係、11. 狂犬病予防関係

**【調査名】 21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査) (平成28年承認)**

**【承認年月日】** 平成28年2月23日

**【実施機関】** 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室

**【目的】** 本調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

**【調査の構成】** 1－【平成24年成年者】女性票 2－【平成24年成年者】男性票

**【公表】** インターネット及び印刷物 (調査実施年の翌年11月)

※

**【調査票名】** 1－【平成24年成年者】女性票

**【調査対象】** (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成24年10月末時点で20～29歳であった女性 (及びその配偶者(ただし、平成24年調査実施時まで把握した配偶者に限る)) (抽出枠)平成22年国民生活基礎調査の調査地区において協力を得られた者

**【調査方法】** (選定)無作為抽出 (客体数)11,000/27,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省一報告者

**【周期・期日】** (周期)年 (実施期日)毎年11月上旬～同月中旬

**【調査事項】** 1. 就業の状況、2. 現在の就業意欲、3. 仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、4. 配偶者の有無、5. 子供の状況、6. 家計の状況 等

※

**【調査票名】** 2－【平成24年成年者】男性票

**【調査対象】** (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成24年10月末時点で20～29歳であった男性 (及びその配偶者(ただし、平成24年調査実施時まで把握した配偶者に限る)) (抽出枠)平成22年国民生活基礎調査の調査地区において協力を得られた者

**【調査方法】** (選定)無作為抽出 (客体数)10,000/27,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省一報告者

**【周期・期日】** (周期)年 (実施期日)毎年11月上旬～同月中旬

**【調査事項】** 1. 就業の状況、2. 現在の就業意欲、3. 仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、4. 配偶者の有無、5. 子供の状況、6. 家計の状況 等

【調査名】 木質バイオマスエネルギー利用動向調査 (平成28年承認)

【承認年月日】 平成28年2月25日

【実施機関】 林野庁 林政部 木材利用課

【目的】 本調査は、木質バイオマスエネルギーの動向を把握し、木質バイオマスエネルギーを利用した発電施設等における木材利用の推進、木材の安定供給、地域振興など森林・林業施策の推進に資するとともに、我が国の木材の需給状況を明らかにする木材需給表や森林・林業基本計画等の基礎資料として活用することを目的とする。

【調査の構成】 1-木質バイオマスエネルギー利用動向調査 調査票

【公表】 インターネット(木質バイオマス利用に関する集計事項のうち、政策評価の実施や木材需給表に必要な「木材チップの由来別利用量」については調査実施年の7月末までに、これも含め、全体の調査結果は同年12月末までに行う。)

※

【調査票名】 1-木質バイオマスエネルギー利用動向調査 調査票

【調査対象】 (地域) (単位) 全国 (属性) 木質バイオマスエネルギーを利用した発電機及びボイラーを有する事業所 (抽出枠) 母集団名簿 (木質バイオマスエネルギー利用事業所名簿)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約1500 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年1月1日～同年12月31日 (但し、調査事項1のみ、調査実施年の前年12月末時点) (系統) 林野庁-都道府県(市区町村)-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月下旬～6月上旬

【調査事項】 1. 事業所の概要(業種、従業員数、所有している木質バイオマスエネルギー利用機器の種類等)、2. 木質バイオマスエネルギーを利用した発電機の利用動向(1) 発電機の種類、出力規模等及び用途、(2) 発電機の取得年及び所有基数、(3) 発電機の平均年間稼働日数及び1日当たりの平均稼働時間、(4) 熱電併給の有無、3. 木質バイオマスエネルギーを利用したボイラーの利用動向(1) ボイラーの種類、出力規模等及び用途、(2) ボイラーの取得年及び所有基数、(3) ボイラーの平均年間稼働日数及び1日当たりの平均稼働時間、4. 公的補助の活用状況、5. 事業所内で利用した木質バイオマスに関する事項

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 国内旅行に関する調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月5日

【実施機関】 鳥取県観光交流局観光戦略課

【目的】 本調査は、首都圏在住者に対し、羽田空港を利用して国内旅行をする際の旅行先決定の意識や、求めているニーズ等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1－国内旅行に関する調査 調査票

※

【調査票名】 1－国内旅行に関する調査 調査票

【調査対象】 (地域) 首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県) 全域 (単位) 個人 (属性) 実査を委託された民間事業者が保有するインターネットモニターのうち、20歳から69歳までの男女 (抽出枠) 今後1年以内に羽田空港から国内宿泊旅行に行きたいと思っている人

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 1,000/20,000 (配布) オンライン (収集) オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査票記入日(平成28年2月上旬～同月9日予定) (系統) 鳥取県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 1回限り (実施期日) 平成28年2月上旬～同月9日(予定)

【調査事項】 1. これまでに国内旅行で訪れたところ、2. 国内宿泊旅行をする際の多い旅行タイプ、3. 国内宿泊旅行時の参考情報収集源、4. 国内宿泊旅行をする際に発案が多い者、5. 中国地方を旅行した際に一緒に回った地域と交通手段、6. 鳥取県を訪れた際に楽しんだもの、7. 鳥取県を訪れた際の同行者

**【調査名】 平成27年度東駿河湾都市圏パーソントリップ調査（追加調査）（平成28年届出）**

**【受理年月日】** 平成28年2月8日

**【実施機関】** 静岡県交通基盤部都市局都市計画課

**【目的】** 本調査は、東駿河湾都市圏（沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町）の都市交通の実態を総合的に把握するために平成27年12月に実施した東駿河湾都市圏パーソントリップ調査を補完することを目的とする。

**【調査の構成】** 1－世帯票 2－個人票

※

**【調査票名】** 1－世帯票

**【調査対象】** （地域）沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町各市町域 （単位）世帯 （属性）年齢5歳以上の世帯員がいる世帯 （抽出枠）住民基本台帳

**【調査方法】** （選定）無作為抽出 （客体数）28,618／283,340 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成28年2月下旬～同年3月上旬の平日1日及び休日1日 （系統）静岡県－民間事業者－報告者

**【周期・期日】** （周期）1回限り （実施期日）平成28年2月下旬～同年3月上旬

**【調査事項】** 1. 現住所、2. 世帯構成員の性、年齢、職業、勤務先、免許の有無、自由に使える自動車の有無、3. 自動車等の保有台数

※

**【調査票名】** 2－個人票

**【調査対象】** （地域）沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町各市町域 （単位）世帯員 （属性）年齢5歳以上の世帯員がいる世帯員 （抽出枠）世帯票を配布する世帯における5歳以上の世帯員

**【調査方法】** （選定）無作為抽出 （客体数）65,040／643,940 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成28年2月下旬～同年3月上旬の平日1日及び休日1日 （系統）静岡県－民間事業者－報告者

**【周期・期日】** （周期）1回限り （実施期日）平成28年2月下旬～同年3月上旬

**【調査事項】** 1. 一日の移動先（初めにいた場所、一日の移動先、移動施設名称）、2. 一日の移動の実態（移動目的、発着時間、移動手段）、3. 自動車利用の実態（自動車利用の場合の駐車場所、運転の有無、同乗者、有料道路利用状況）

【調査名】 平成27年度岳南都市圏パーソントリップ調査（追加調査）（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月8日

【実施機関】 静岡県交通基盤部都市局都市計画課

【目的】 本調査は、岳南都市圏（富士市、富士宮市）の都市交通の実態を総合的に把握するために平成27年12月に実施した岳南都市圏パーソントリップ調査を補完することを目的とする。

【調査の構成】 1－世帯票 2－個人票

※

【調査票名】 1－世帯票

【調査対象】 （地域）富士市、富士宮市各市域 （単位）世帯 （属性）年齢5歳以上の世帯員がいる世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）27,669／149,756 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成28年2月下旬～同年3月上旬の平日1日 （系統）静岡県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成28年2月下旬～同年3月上旬

【調査事項】 1. 現住所、2. 世帯構成員の性、年齢、職業、勤務先、免許の有無、自由に使える自動車の有無、3. 自動車等の保有台数

※

【調査票名】 2－個人票

【調査対象】 （地域）富士市、富士宮市各市域 （単位）世帯員 （属性）年齢5歳以上の世帯員がいる世帯員 （抽出枠）世帯票を配布する世帯における5歳以上の世帯員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）66,083／375,663 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成28年2月下旬～同年3月上旬の平日1日 （系統）静岡県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成28年2月下旬～同年3月上旬

【調査事項】 1. 一日の移動先（初めにいた場所、一日の移動先、移動施設名称）、2. 一日の移動の実態（移動目的、発着時間、移動手段）、3. 自動車利用の実態（自動車利用の場合の駐車場所、運転の有無、同乗者、有料道路利用状況）

【調査名】 火気電気使用実態調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月19日

【実施機関】 東京消防庁防災部震災対策課

【目的】 本調査は、震災時の火災の原因となり得る火気器具及び電気器具の保有数、使用時間帯、使用環境等を調査集計し、東京都内で地震が発生した場合における火災発生数を推測するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－火気電気使用実態調査票

※

【調査票名】 1－火気電気使用実態調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（稲城市及び島しょ部を除く）（単位）世帯（属性）戸建住宅世帯及び共同住宅世帯（抽出枠）対象地域の範囲で消防職員が所属消防署の管轄地域に出向き、その場でその地域内の戸建住宅世帯及び共同住宅世帯から任意に選んで調査する。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）800／6,700,000（配布）その他（消防職員）（収集）その他（消防職員）（記入）他計（把握時）調査日時点（系統）東京消防庁－報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成28年3月末

【調査事項】 1. ストープ、ガステーブル類の火気器具の保有数、使用時間帯及び使用環境 2. 電気ストーブ、電気トースター類の電気器具の保有数、使用時間帯及び使用環境、3. 居住形態、居住建物の構造、居住階数、居住空間の広さ、居住建物の築年数、居住人数

【調査名】 大阪市民の健康づくり・生活習慣等に関する調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月29日

【実施機関】 大阪市健康局健康推進部健康づくり課

【目的】 本調査は、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」（以下「本計画」という。）の最終年度（平成29年度）に向けて、大阪市民の生活習慣の状況や健康づくりに対する意識等を把握し、本計画の評価及び次計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－大阪市民の健康づくり・生活習慣等に関する調査 調査票

※

【調査票名】 1－大阪市民の健康づくり・生活習慣等に関する調査 調査票

【調査対象】（地域）大阪市内全域（単位）個人（属性）20歳から84歳までの大阪市民（外国籍住民を含む。）（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）5,000／2,260,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）記入日現在（年齢のみ平成28年4月1日現在）（系統）大阪市－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成28年8月初旬～同月中旬

【調査事項】 1. 報告者本人や家族について、2. 健康づくりについて、3. 栄養、食生活について、4. 身体活動、運動について、5. たばこについて、6. アルコールについて、7. 歯の健康について、8. がん検診について、9. 健康状態、検診結果等について、10. その他

【調査名】 健康づくりアンケート（中学生・高校生）（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月29日

【実施機関】 大阪市健康局健康推進部健康づくり課

【目的】 本調査は、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」（以下「本計画」という。）の最終年度（平成29年度）に向けて、大阪市民のうち中学生・高校生の生活習慣の状況や健康づくりに対する意識等を把握し、本計画の評価及び次計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-すこやか大阪21健康づくりアンケート（中学生用）調査票 2-すこやか大阪21健康づくりアンケート（高校生用）調査票

※

【調査票名】 1-すこやか大阪21健康づくりアンケート（中学生用）調査票

【調査対象】（地域）大阪市内全域（単位）個人（属性）大阪市立中学校2年生の生徒（抽出枠）大阪市立中学校

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）4,550/18,517（配布）その他（学校）（収集）その他（学校）（記入）自計（把握時）記入日現在（系統）大阪市-各学校-報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成28年7月上旬～同月下旬

【調査事項】 1. 性別、2. 朝食の喫食状況、3. 身長、体重、4. 理想の体重、5. 睡眠時間、6. 喫煙経験、7. たばこの健康被害、8. 受動喫煙の状況、9. 飲酒経験、10. アルコールの健康被害

※

【調査票名】 2-すこやか大阪21健康づくりアンケート（高校生用）調査票

【調査対象】（地域）大阪市内全域（単位）個人（属性）大阪市立高等学校2年生の生徒（抽出枠）大阪市立高等学校

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,000/4,203（配布）その他（学校）（収集）その他（学校）（記入）自計（把握時）記入日現在（系統）大阪市-各学校-報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成28年7月上旬～同月下旬

【調査事項】 1. 性別、2. 朝食の喫食状況、3. 身長、体重、4. 理想の体重、5. 睡眠時間、6. 喫煙経験、7. たばこの健康被害、8. 受動喫煙の状況、9. 飲酒経験、10. アルコールの健康被害

(2) 変更

【調査名】 湖沼水質保全アンケート調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月1日

【実施機関】 千葉県環境生活部水質保全課

【目的】 本調査は、一般家庭における生活雑排水対策の実施状況及び削減負荷量等を把握し、今後の印旛沼及び手賀沼の水質浄化対策に資することを目的とする。

【調査の構成】 1－湖沼水質保全に関するアンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1－湖沼水質保全に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)湖沼水質保全特別措置法に係る印旛沼及び手賀沼の指定地域 (単位)個人 (属性)下水道処理をしていない者 (抽出枠)印旛沼及び手賀沼に係る湖沼法指定地域及び下水道処理区域の地図より調査対象区域を設定し、民間事業者が独自に抱えるモニターの中から、調査対象区域に在住する者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)600/251,000 (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)調査票記入日現在 (3月1日～同月15日) (系統)千葉県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成28年3月1日～同月15日

【調査事項】 1. 住居形態、2. トイレ排水の処理方法、3. 合併浄化槽、高度処理型合併処理浄化槽及び 単独処理浄化槽の維持管理方法、4. 単独処理浄化槽及びくみ取り利用の合併処理浄化槽等への転換予定、5. 三角コーナー・ストレーナーでの水切りネットの使用状況、6. 使用後の鍋・食器の処理方法、7. 使用後の食用油の処理方法、8. その他の雑排水の処理対策

【調査名】 経済要求・妥結状況調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月2日

【実施機関】 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

【目的】 【経済要求・妥結状況調査】 本調査は、都内民間労働組合を対象に、賃上げ及び一時金交渉経過について要求・回答・妥結の各状況を把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供することを目的とする。【付帯調査】 本付帯調査は、都内民間労働組合を対象に、春の賃金交渉時の付帯的な要求事項や妥結状況について把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供することを目的とする。

【調査の構成】 1－ 経済要求・妥結状況調査 調査票 2－ 付帯調査 調査票

※

【調査票名】 1－ 経済要求・妥結状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）労働組合（属性）東京都内民間労働組合（抽出枠）「労働組合名簿」（東京都作成）から、調査に協力する意思のある団体を選定

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,120/7,700（配布）郵送（収集）郵送・その他（電話）（記入）併用（把握時）春季賃上げ：3月～7月の設定日、夏季一時金：5月～7月の設定日、年末一時金：10月～12月の設定日（系統）東京都一報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）2月下旬～12月中旬

【調査事項】 1. 春季賃上げの要求、妥結状況、2. 夏季一時金の要求、妥結状況、3. 年末一時金の要求、妥結状況

※

【調査票名】 2－ 付帯調査 調査票

【調査対象】（地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）労働組合（属性）東京都内民間労働組合（抽出枠）「労働組合名簿」（東京都作成）から、調査に協力する意思のある団体を選定

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,120/7,700（配布）郵送（収集）郵送・その他（電話）（記入）併用（把握時）回答期限：5月末日（春季賃上げ調査に準ずる）（系統）東京都一報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）2月下旬～12月中旬

【調査事項】 春の賃金交渉時の付帯的要求事項とその妥結状況

【調査名】 生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査（平成  
28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月2日

【実施機関】 岩手県環境保健研究センター保健科学部

【目的】 本調査は、岩手県民の生活習慣の実態を把握し、岩手県健康増進計画「健康  
いわて21プラン（第2次）」の評価及び生活習慣病対策の基礎資料とすること  
を目的とする。

【調査の構成】 1－調査票様式1（小学1年生・4年生用） 2－調査票様式2（中学  
1年生・3年生用） 3－調査票様式3（高校3年生用）

※

【調査票名】 1－調査票様式1（小学1年生・4年生用）

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）個人 （属性）県内の公立小学校に在籍す  
る小学1年生及び4年生の保護者（抽出枠）県内で協力が得られる公立小  
学校に在籍する小学1年生及び4年生

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）（公立小学校）254／338、（保護者）  
12599／20,115（配布）調査員（調査対象学年の担任教諭）（取  
集）調査員（調査対象学年の担任教諭）（記入）自計（把握時）調査対  
象とする各学校において定期健康診断が実施された日（系統）県環境保健  
研究センター－県保健所－県教育委員会教育事務所－市町村教育委員会－  
学校－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月末日

【調査事項】 1. 体格について（1）身長、（2）体重、2. 食生活習慣について（1）  
朝食摂取状況、（2）間食摂取状況、（3）食べない食品の有無、3. 歯磨き  
習慣について（1）歯磨き回数、（2）かかりつけ歯科医の有無、4. 睡眠  
について（1）起床時間、（2）就寝時間、（3）睡眠時間

※

【調査票名】 2－調査票様式2（中学1年生・3年生用）

【調査対象】 （地域）岩手県全域（単位）個人（属性）県内の公立中学校に在籍す  
る中学1年生及び3年生（抽出枠）県内で協力が得られた公立中学校に在  
籍する中学1年生及び3年生

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）（公立中学校）124／165、（中学生）  
14114／23,050（配布）調査員（調査対象学年の担任教諭）（取  
集）調査員（調査対象学年の担任教諭）（記入）自計（把握時）調査対  
象とする各学校において定期健康診断が実施された日（系統）県環境保健  
研究センター－県保健所－県教育委員会教育事務所－市町村教育委員会－  
学校－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月末日

【調査事項】 1. 体格について(1)身長、(2)体重、2. 食生活習慣について(1)朝食摂取状況、(2)間食摂取状況、(3)食べない食品の有無、3. 歯磨き習慣について(1)歯磨き回数、(2)歯磨き剤の使用状況、(3)糸ようじの使用状況、(4). かかりつけ歯科医の有無、4. 運動習慣について(1)運動の実施の有無、(2)身体活動の実施の有無、5. 困ったときの相談先について、6. 睡眠について(1)起床時間、(2)就寝時間、(3)睡眠時間

※

【調査票名】 3-調査票様式3(高校3年生用)

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)個人 (属性)岩手県内の公立高等学校に在籍する高校3年生 (抽出枠)県内の公立高等学校で協力が得られた公立高等学校に在籍する高校3年生

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)(公立高等学校)59/68、(高校生)7374/9,417 (配布)調査員(調査対象学年の担任教諭) (取集)調査員(調査対象学年の担任教諭) (記入)自計 (把握時)調査対象とする各学校において定期健康診断が実施された日 (系統)県環境保健研究センター-県保健所-学校-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月末日

【調査事項】 1. 体格について(1)身長、(2)体重、2. 食生活習慣について(1)朝食摂取状況、(2)間食摂取状況、(3)食べない食品の有無、3. 歯磨き習慣について(1)歯磨き回数、(2)歯磨き剤の使用状況、(3)糸ようじの使用状況、(4). かかりつけ歯科医の有無、4. 運動習慣について(1)運動の実施の有無、(2)身体活動の実施の有無、5. 困ったときの相談先について、6. 睡眠について(1)起床時間、(2)就寝時間、(3)睡眠時間

【調査名】 大阪府景気観測調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月5日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 本調査は、四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にすることを目的とする。

【調査の構成】 1－大阪府景気観測調査 調査票

※

【調査票名】 1－大阪府景気観測調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」「広告業」「技術サービス業（他に分類されないもの）」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業（別掲を除く）」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に属し、単独および本所・本社・本店の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,500/287,388（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施四半期の実績見込み（一部、次の四半期の予定）（系統）大阪府－報告者

【周期・期日】（周期）四半期（平成27年2月調査以降）（実施期日）提出期限（5月、8月、11月、2月のそれぞれ翌月中旬）

【調査事項】 1. 每期共通するもの（1）事業所概要（業種、業態、従業員規模）、（2）今期の業況判断（前期比、前年同期比）、（3）来期の業況判断（見込み）、（4）出荷・売上高、（5）製・商品、サービス、請負等の単価、（6）原材料、部品等の価格、（7）営業利益水準、営業利益判断、（8）雇用状況、（9）来期の雇用予定人員、（10）資金繰り、（11）設備投資、2. 各期で個別に調査する項目（1）4－6月期 ア. 営業利益について（平成26年度実績）、イ. 賃金の引上げについて、（2）7－9月期（受注の増減と地域の関係について）、（3）10－12月期 ア. 設備投資の主な目的、イ. 環太平洋パートナーシップ協定発効による影響について、（4）1－3月期 ア. 平成27年度の採用実績（平成26年度と比較）と平成28年度の採用予定（平成27年度と比較）、イ. 新卒者の採用選考の開始月について

【調査名】 学校関係県単独統計調査（卒業後の状況調査）（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月8日

【実施機関】 長野県企画振興部情報政策課統計室

【目的】 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）の卒業者について、別に文部科学省で実施する学校基本調査（基幹統計調査）では得られない、進学者の都道府県別進学状況及び県内就職者の産業別市郡別就職状況を調査し、学校基本調査（基幹統計調査）結果と併せて、教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－学校関係県単独統計調査票

※

【調査票名】 1－学校関係県単独統計調査票

【調査対象】 （地域）長野県内全域（単位）学校（属性）高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）（抽出枠）学校名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）124（高等学校103、中等教育学校1、特別支援学校20）（配布）オンライン（取集）オンライン（記入）自計（把握時）毎年5月1日現在（系統）長野県－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成28年3月22日頃～5月15日頃

【調査事項】 1. 学校種別、2. 設置者別、3. 本校分校別、4. 課程別、5. 学科別、6. 所在地の市町村番号、7. 学校調査番号、8. 産業別市郡別就職者数、9. 都道府県別進学先別進学者数

【調査名】 進路状況調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月18日

【実施機関】 千葉県教育庁企画管理部教育政策課

【目的】 本調査の目的は、卒業者の進路状況等に関する実態を調査し、千葉県教育行政の基礎資料となる統計を作成するものである。

【調査の構成】 1－中学校卒業者の進路状況調査票（公立中学校） 2－高等学校卒業者の進路状況調査票（公立高等学校）

※

【調査票名】 1－中学校卒業者の進路状況調査票（公立中学校）

【調査対象】 （地域）千葉県下全域 （単位）学校 （属性）県内の公立中学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）511（県内の公立中学校及び公立高等学校数の合計） （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日 （系統）（公立中学校）千葉県教育委員会－報告者、（市町村立中学校）千葉県教育委員会－市町村教育委員会－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年3月上旬～5月中旬

【調査事項】 卒業者の進路状況

※

【調査票名】 2－高等学校卒業者の進路状況調査票（公立高等学校）

【調査対象】 （地域）千葉県下全域 （単位）学校 （属性）県内の公立高等学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）511（県内の公立中学校及び公立高等学校数の合計） （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日 （系統）（公立高等学校）千葉県教育委員会－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年3月上旬～5月中旬

【調査事項】 卒業者の進路状況

【調査名】 次世代育成支援状況に関する市民アンケート（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年2月22日

【実施機関】 神戸市保健福祉局計画調整課

【目的】 本調査は、神戸市内における、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備の状況を把握し、神戸市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の進捗状況の検証の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 一次世代育成支援状況に関する市民アンケート

※

【調査票名】 1 一次世代育成支援状況に関する市民アンケート

【調査対象】 （地域）神戸市内全域 （単位）個人 （属性）市内各区役所が4月に実施する3歳児健診の受診者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,200 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）神戸市一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4月の3歳児健診～5月31日 （4月から随時）

【調査事項】 1. 子どもの保育状況に関する事項、2. 母子保健事業の利用状況に関する事項、3. 子育て支援事業の利用状況に関する事項、4. 保育サービスの利用状況に関する事項